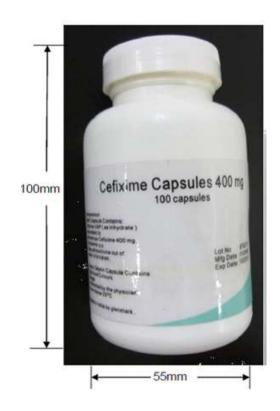
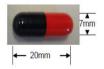
世界の偽造医薬品対策

金沢大学医薬保健研究域薬学系 国際保健薬学 教授 薬学博士 木村 和子 (一般社団法人)医薬品セキュリティ研究会 代表理事

クイズ: 本物、偽物?

Cefixime





JPMA/MOH Project of Combating
Counterfeit Medicines in Cambodia 2010

B109/CB10/P01PCF プノンペンの薬局 **2010**

内



- 1. 偽造医薬品の定義、規模、特徴
- 2. 健康被害
- 3. 国際的な偽造医薬品対策
- 4. 適正流通基準 (GDP)

WHOの使用定義

不良

規格外医薬品とも 称される。承認され た医薬品だが、品 質基準や、品質規 格を満たさない医 薬品

無承認•無許可

流通・販売する市場の規制当局の評価や承認を受けていない医薬品

偽造

名称、表示、包装、 文書及び組成並び に起源に関して故 意に偽った医薬品

加盟国機構(MSM)はSSFFC(substandard/spurious/falselylabelled /falsified /counterfeit に代わり、substandard 及び falsified を提案した。

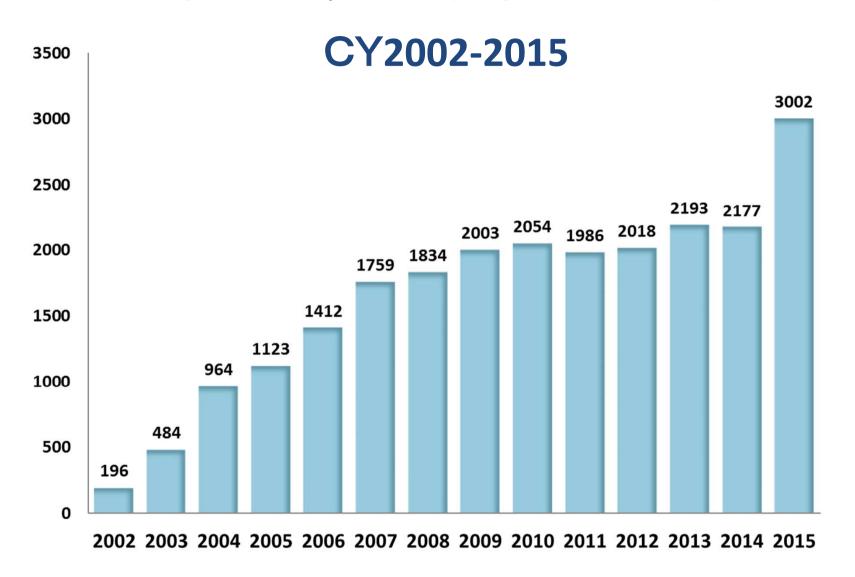
出典: 加盟国メカニズムからWHO総会 へ勧告:A/MSM /5/8 Annex3 9 Jan.2017私訳

偽造医薬品の規模の見積り

性質上、検出は困難。真正品と酷似しているもの、有害作用不明確なものなど。

- WHOは「先進工業国は市場価値の<1%、アフリカ、一部アジア、ラテンアメリカ>30%、旧ソビエト連邦>20%」などとしていた¹⁾。しかし、2016に過去の見積もりを撤回²⁾。2017中に公表の意向。
- 一般的合意はグローバルな医薬品産業(\$891bill/2010 3)の約1-10%4)
- 2010年には偽造医薬品取引が750億ドル に達する ⁵⁾
- EU加盟国: 2002-2007 正規流通経路で27件 違法経路で170件の偽造医薬品を検出⁴⁾
- ・ 米国正規市場: 2000年までは平均5件/y。2005年には54件⁴⁾
 - 1) WHO, IMPACT Counterfeit Drugs Kills, Updated May 2008
 - 2) WHO, SSFFC Frequently asked questions: http://www.who.int/medicines/regulation/ssffc/faq-ssffc_1-10/en/accessed 21 March 2017
 - 3) IMS Health, Total Unaudited and Audited Global Pharmaceutical Market/2003-2012
 - 4) D.Di Giorgio, Counterfeit medicines, Facts and practical advice, AIFA edqm, Italy 2011
 - 5) Center for Medicines in the Public Interest (CMPI)、http://www.cmpi.org/in-the-news/testimony/counterfeit-drugs-and-china-new/ (2006)

PSI医薬品犯罪事案数(世界·暦年)

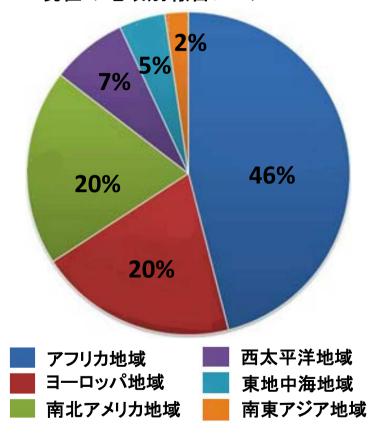




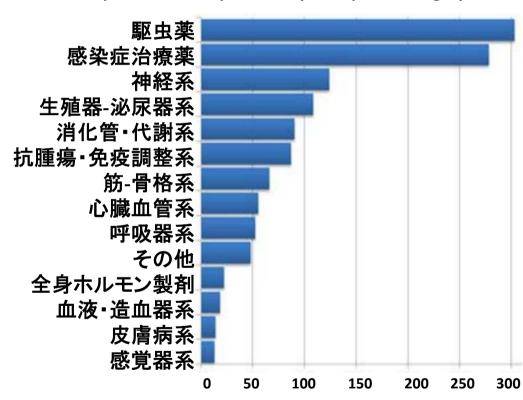
WHO グローバル監視 モニターシステム

2013年7月以降、126か国が使用、約1,300の不良医薬品・偽造医薬品が報告されている。

現在の地域別報告レベル



Reported medical products by therapeutic category



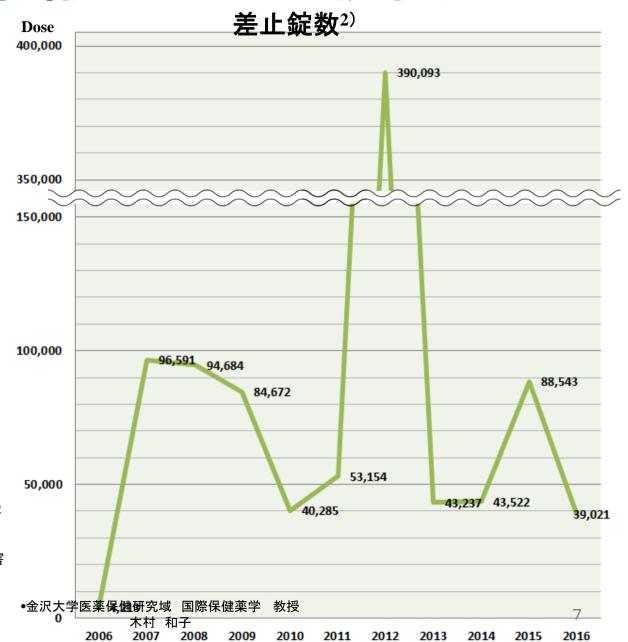
WHO Global Surveillance and Monitoring System, http://www.who.int/medicines/regulation/ssffc/surveillance/en/, accessed 2017/03/22, Updated - November 2016 私訳 金沢大学医薬保健研究域 国際保健薬学



偽造薬輸入差止(税関)

差止申立商標1)

- 1. JANUVIA(標準文字)
- 2. 「LEVITRA」等
- 3. 「DIFLUCAN」「Roerig」「pfizer」
- 4. 「VIAGRA」「VGA」「pfizer」
- 5. 「AVASTIN」
- 6. 「PROPECIA」「MSD」「MERCK SHARP&DOHME」
- 7. 「BOTOX」「ボトックス」等
- 8. 「CIALIS」(標準文字)「シアリス錠」 (立体)
- 9. 「TAMIFLU/タミフル」
- 10. 「BAYER」
- 1)知的財産の輸入差止申立情報 税関2017.3.22 http://www.customs.go.jp/searchyk/jyksv001.jsp
- 2) 財務省 平成28年の税関における知的財産侵害物品の差止状況(別添資料)より作図 http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2016/20170303c.htm



偽造医薬品増加の背景・特質

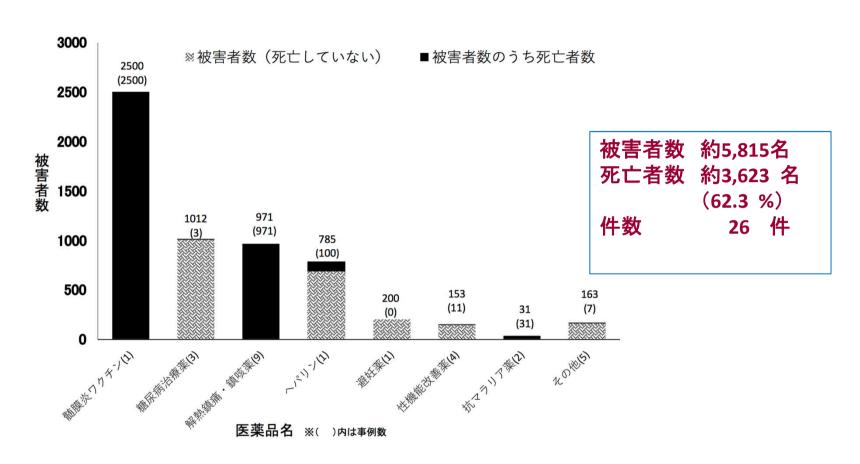
- 1. 高齢化、セルフメディケーション、健康志向により、医薬品の需要は増加の一途。医薬品は高価な必需品
- 2. 医薬品まがいの"天然製品""栄養サプリ"も氾濫
- 3. 偽物と本物の識別困難、隠匿が容易、税関突破、流通網に乗る
- 4. 自由貿易の拡大
- 5. 打錠機、オーブン、専用器具は世界中に拡大、資金を要しない
- 6. インターネット普及で販売者・消費者共、市場アクセス容易。 続出する規制外違法サイト
- 7. 流通監視や罰則が不十分
- 8. 低リスク・高リターン、犯罪組織が注目
- 9. 偽造者は市場を完全に理解し、需要に敏感に反応する
- 10. 大規模製造と裏小屋製造
- 11. ジェネリック薬も先発薬も対象

偽造医薬品がもたらすもの

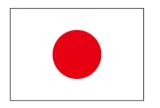
人的影響(被害)	経済的影響(被害)
健康被害治療機会の逸失耐性菌の出現医薬品への信頼喪失医療への信頼喪失	医薬品開発の阻害社会の進歩・発展を阻害犯罪組織の興隆



偽造医薬品の健康影響-被害者数-



<方法> Pubmed* に、検索式「(counterfeit OR fake OR bogus OR falsified OR spurious) AND (medicine OR drug)」を適用して、英語文献から原因と健康被害が記載されている論文を収集



偽造薬による健康被害

❖事例1

"ハーブ精力増強剤 NANGEN ZENGZHANGSU→ 重篤な低血糖症状 (大阪) ¹⁾

・シルデナフィル



常用量の4分の一

グリベンクラミド



常用量の50倍以上

❖事例2

ED治療薬シアリス50mg錠→痙攣を伴う意識障害 (奈良 2010)²⁾



世界の偽造医薬品対策(一覧)

(1) G7サミット	2016 国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン	
(2)世界保健機関(WHO)	i. IMPACT 2006-2010 ii. MSM 2010-present iii. WHO Surveillance and monitoring system 2013- iv. WHO Medical product alert	
(3) 国連薬物·犯罪事務 所(UNODC)	2011 犯罪防止刑事司法委員会(C 不正取引対策 2013 UNODC 偽造医薬品不正取	CCPCJ)決議20/6 偽造医薬品、特に R引に関する専門家会合
(4) 国際刑事警察機構 (Interpol)	パンジア作戦 IX 2016年 5-6月	
(5) 欧州評議会(CoE)	2011 欧州評議会医薬品犯罪条約	J(CoE)
(6) 欧州連合(EU)	2011 偽造薬の正規流通網侵入防	「止に関する欧州医薬品指令(FMD)
(7) 米国	i. 2012 偽造医薬品罰則強化法(<fda 安全イノベーション法)<br="">ii. 2013 医薬品流通網の保全に関する法律(DSCSA)</fda>	
(8) アジア太平洋経済協力 (APEC)	2013-2017 LSIF 医薬品の完全性と グラム	:流通網の保護に関するトレーニングプロ
(9) Basel Coalition	12-13 January 2017	出典:平成28年度 厚生労働科学研
		究費補助金「世界の偽造医薬品規 制動向」木村和子

金沢大学医薬保健研究域 国際保健薬 学 教授 木村 和子





(1)国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン

2016年5月

UHC: 2-1-2. 3)(iii) 医療上の課題を予防し,診断し治療するための,負担可能で,安全で,効果的で質が確保された,必要な医薬品,ワクチン,技術へのアクセスの向上

薬剤耐性:3-3.2)---安全で効果的で品質が保証された抗微生物剤への人と動物のアクセスを確保する。

研究開発・イノベーション: 4-4.3) 医薬品の不正取引や 偽造は患者の安全及び R&D への投資に悪影響を与え ることを認識する。





(2) WHO 加盟国機構(MSM)

IMPACT (International Medical Product Anticounterfeit Task force 2006-2008)が活動停止に追い込まれた後、WHOの偽造医薬品対策の中核となった加盟国政府からなる組織。 2012年(第1回)---2016年(第5回)。

成果*

- ·活動 A:不良薬・偽造薬の防止、検出、対応の国家計画
- ·活動 C: 不良薬・偽造薬の防止、検出用真正性検証技術
 - ・活動H: 使用している定義



(3) 犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ) 2011決議 20/6

偽造医薬品、特に不正取引との対峙(抄)

CCPCJは、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)に、 国連麻薬統制委員会(INCB)、WHO、WCO、 ICPO、医薬品規制当局、民間、市民組織、専 門団体などと協力のもと、加盟国が偽造医薬 品の不正流通網、特に流通、取引に関わる犯 罪組織ネットワークを破壊、壊滅させ、パート ナーとのシナジーを構築する能力強化を支援 するよう要求する。加盟国やドナーには本勧告 の関係条項に特別拠出するよう要請する。



(4) パンジア作戦 IX

偽造医薬品・偽造医療機器オンライン販売に対するINTERPOL作戦

- -とき: 2016年5月30日-6月7日(2008以降)
- ・参加者:103国(日本含)の193警察、税関、保健衛生当局
- •成果:
 - ·逮捕者 393人 押収薬 US\$53million 以上
 - ・インターネット会社、支払い会社の参加、4,932ウェブサイトの 閉鎖
 - ・犯罪組織の展開領域を狙いうち:インチキドメイン名のレジストラ、電子支払システム、配送システム。 各当局も犯罪組織と直結した40事案の700捜査
- 税関、薬事当局による不正オンライン薬局の捜査、334千小包検査、 170,340押収
- 12.2millionの不正薬押収:やせ薬、抗マラリア薬、抗コレステロール薬、ED治療薬、脱毛治療薬、栄養補充製品。 医療機器も27万点以上、US\$1.1million相当



(5) 欧州評議会医薬品犯罪条約

Council of Europe Convention on the counterfeiting of medical products and similar crimes involving threats to public health (Medicrime Convention: open 28/10/2011, entry into force 01/01/2016)

目的:締約国は医療品偽造等のa-dの行為を刑事犯罪とする

- a. 偽造医療品の製造、供給、供給の申し出、不正取引
- b. 文書偽造
- c. 無承認医薬品の製造、供給並びに要件不適合医療機器の供給
- d. 幇助、教唆、未遂
- e. 情報技術の使用や犯罪組織は情状悪化
- f. 犯罪被害者の保護
- g. 国内・国際協力の推進

批准国: アルバニア、アルメニア、ベルギー、フランス、ハンガリー、モルドバ、スペイン、ウクライナ、ギニア(9か国)

批准していない署名国18か国(2017/03/12現在)

締約国会議発足まで、あと1か国の批准が必要。

** * *

(6)偽造医薬品指令2011/62/EU

Falsified Medicines Directive

世界のPEAN UNA 造医薬品の正規供給ルートへの侵入防止

- 偽造医薬品の定義
- 卸及びブローカーの規制
- 製造販売承認取得者の偽造品通報義務
- 有効成分のGMP・GDP並びに添加物GMP
- 処方箋薬個包装の改ざん防止と認証
- インターネットによる非処方箋薬の遠隔販売と国民への啓発
- 監視
- 偽造医薬品、不良医薬品の回収と迅速警報
- 罰則

2013年1月2日以降 順次施行

FDA FORVICES . IN SERVICES . I

(7)i.「FDA安全イノベーション法」(Public Law No:112-144, Food and Drug AdministrationSafety and Innovation Act) sec 717、2012年7月9日成立

概要

- 模造医薬品罰則強化法2012は連邦刑法の改正により、模造医薬品の 不正取引
- または同未遂を禁じ、罰則を定める。
- (a) 模造医薬品罰則強化
- 18U.S.C § 2320(a)(4)を加え、模造医薬品不正取引を禁止する。
- 18U.S.C § 2320(b)(3)によりこの犯罪を犯した者は個人であれば5百万ドル以下ま

たは20年以下の禁固刑または併科。再犯、累犯は15百万ドル以下または 30年以

下の禁固または併科。

• 司法長官は模造医薬品不正取引を含む犯罪捜査、訴追の優先性を高 める

でである。 (7)ii. 米国「医薬品流通網の保全に関する法律」2013年11月27日成立

- 「医薬品の品質と保全に関する法律」に含まれる二本の法律のうちの一本
- 第202条 処方せん薬の流通網での追跡を促進するため要件を確立する。 大臣は取引文書の交換などの基準を定める
- 第203条 本法律成立から10年以内に個包装レベルで医薬品を追跡する 要件を提示する(医薬品流通のさらなる防衛)
- 第204条 大臣は卸及び第三者ロジスティック業者の免許基準を整備する
- 第205条 この法律は、州や地方政府による流通システムの医薬品追跡並び に

卸や第三者ロジスティック業者の免許交付に関する要求に代替する

• 第206条 本法への違反は刑事罰及び民事罰の対象となる(Congress.Gov, 2013)



(7)APECグローバルな医療関連製品の 完全性と供給網の保全に関する研修

- USFDAの提案により 2013-2017 に実効性のあるテーマ6つを取り上げた
- 検出技術
- インターネット販売
- GMP
- Track and Trace
- 薬局のテクノロジー
- 適正輸入・輸出基準

ツールキット、パイロットプロジェクト*

2017 3 28-31 流通網での医療製品の品質確保:

APEC RHSC RS CoE for Product Quality & Supply Chain Pilot Program at USP HQ in Rockville MD, USA 2017 6 26-29 GDPと製品確保によるグローバル市場での患者の安全保護:

APEC RHSC RS CoE for Global Medical Product Quality & Supply Chain Security Pilot Program at University of Tennessee Health Science Center

*LSIF Training Program on Global Medical Product Integrity and Supply Chain Security 24-26 08, 2015 Sebu & 20-24 02, 2016 Lima

4. GDP

世界の GDP制定 状況



典:http://www.berlindangerousgoods.com/syst em/resources/BAhbBlsHOgZmljMyMDE0LzA2Lz EyLzA5XzQyXzQzXzQ2MF8xX3BhZ2VyX2dsb2Jhb

CONNECT TO A COLD CHAIN IO SOCIAL NETWORK







PIC/S GDPガイドライン日本語訳案

PIC/S GUIDE TO GOOD DISTRIBUTION PRACTICE FOR MEDICINAL PRODUCTS

(June 2014)

Chap. 1 Quality Management

Chap. 2 Personnel

Chap. 3 Premises and Equipment

Chap. 4 Documentation

Chap. 5 Operation

Chap. 6 Complaints, Returns,

Suspected Falsified Medical Products

and Medicinal Product Recalls

Chap. 7 Outsourced Activities

Chap. 8 Self-inspections

Chapter 9 Transportation

PIC/S医薬品の適正流通基準 (GDP)ガイドライン(2014年6 月)

第1章 品質マネジメント

第2章 職員

第3章 施設及び機器

第4章 文書化

第5章 業務の実施

第6章 苦情、返品、偽造の

疑いのある医薬品及び

回収

第7章 外部委託業務

第8章 自己点検

第9章 輸送

医薬品の適正流通基準ガイドライン素案

(平成28年度 厚労科研)

医薬品の適正流通基準(GDP)

品質管理システム

- 1.品質マネジメント
- 2.職質
- 3.施設及び機器
- 4.文書化
- 5.業務の実施
- 6.苦情、返品、偽造被疑薬回収
- 7.外部委託業務
- 8.自己点検
- 9.輸送

環境条件の管理

- 3.施設及び機器
 - 3.2 施設
 - 3.3 温度•環境管理
 - 3.4 機器
 - 3.5 コンピュータ化システム
- 9.輸送
 - 9.2 輸送
 - 9.3 容器、包装及びラベル表示
 - 9.4 特別な条件が必要とされる製品

流通網の完全性と保全

- 6. 苦情、返品、偽造被疑薬回収
 - 6.2 苦情
 - 6.3 返品
 - 6.4 偽造医薬品
 - 6.5 回収

偽造医薬品関連規定(抄)

5.2. Qualification of suppliers

- 5.2.1 Wholesale distributors must obtain their supplies of medicinal products only from persons who are themselves in possession of a wholesale distribution authorisation, or who are in possession of a manufacturing authorisation which covers the product in question.
- 5.2.3 Appropriate qualification and approval of suppliers should be performed prior to procurement of any medicinal products. Contd.

5.2. 供給業者の適格性評価

- 5.2.1 卸売販売業者は、卸売 販売業の許可を受けた者、ま たは当該製品を対象とする製 造承認を保有する者から医薬 品の供給を受ける必要がある。
- 5.2.3 医薬品の購入に先立ち、 供給業者の適切な適格性評 価及び承認を行うこと。

CHAPTER 4 — DOCUMENTATION

- 4.2.9 Records must be kept either in the form of purchase/sales invoices, delivery slips, or on computer or any other form, for any transaction in medicinal products received or supplied.
- Records must include at least the following information: date; name of the medicinal product; quantity received, supplied; name and address of the supplier, customer, or consignee, as appropriate; and batch number, expiry date, as required by national legislation.
- Records are made contemporaneously and if handwritten, in clear, legible and indelible handwriting.

第4章 文書化

- 4.2.9 医薬品の受領、供給に関するすべての取引の記録は、購入 /販売送り状(インボイス)また は納品書の形で保管されるか、 若しくはコンピュータまたは他の 何らかの形式で保存する必要がある。
- 記録には少なくとも以下の情報 を含む必要がある:日付、医薬品 の名称、受領量又は供給量、仕 入先、販売先又は荷受人(該当 するもの)の名称及び住所、並び に国の規制で必要とされる医薬 品のバッチ番号、使用期限
- 記録は遅滞なく、手書きの場合 は明瞭で読みやすく消せないように記載すること。

5.4. Receipt of medicinal products

5.4. 医薬品の受領

5.4.1 The purpose of the receiving function is to ensure that the arriving consignment is correct, that the medicinal products originate from approved suppliers and that they have not been visibly damaged during transport.

5.4.4 If a falsified product is suspected, the batch should be segregated and reported to competent authorities as required by national legislation.

5.4.1 受入業務の目的は、到着した積荷が正しいこと、医薬品が承認された供給業者から出荷されたものであり、輸送中に目視で確認できるような損傷を受けていないことを確実に保証することにある。

5.4.4 偽造が疑われる製品はそのバッチを隔離し、国の規制に 従い所轄当局に報告すること。

今後の検討課題

※平成28年度厚生労働科学研究GDP国際整合化研究班において、今後我が国にGDPを導入する場合の検討課題を挙げたもの。

対象範囲(品目)

体外診断用医薬品、輸血用血液製剤、再生医療等製品、医療用ガス、治験薬など

対象範囲(業態)

薬局間、薬局や販売業者から卸売販売業者等への販売

- **経営陣**に対する要求事項の取扱い
- GDP責任者の資格
- **我が国固有の流通実態**の取扱い、例えば、分割販売等
- 現行規制と新たな要求事項の整理
- 新たな要求事項に関する業界の実態調査 特に、温度管理

結語

日本は偽造医薬品禍を免れていない

- 取引にあたってはルールの遵守
- 偽造品に対する警戒を怠らないよう消費者、 流通関係者、製造者の教育、啓発
- 万が一発生した場合には、直ちに対処できる 体制を整えておくこと。



金沢大学医薬保健研究域 国際保健薬学 教授 木村 和子